

一般名処方箋の交付について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

（医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者様の自己負担となります。ご理解のほど、よろしくお願い致します。）

伊予病院 院長